

CELEB 個人会員会則 新旧対比表

現会則	改定后会則
第 1 条（名称） がん総合健康診断倶楽部セレブ（CELEB）	第 1 条（名称） 会員制健康診断【CELEB】 「倶楽部」を「CELEB」に統一
第 2 条（所在地） 名古屋市千種区自由ヶ丘三丁目 4 番 26 号 東名古屋画像診断クリニック内	第 2 条（所在地） 名古屋市昭和区山手通二丁目 7-7 東名古屋画像診断クリニック内
第 5 条（会員の資格） 20 歳未満は親族の同意を必要	第 5 条（会員の資格） 原則 20 歳以上とし、財団が認めた場合はこの限りでない
第 8 条（会員資格の有効期間） 5 年間健康診断を受診しない場合に資格喪失	第 8 条（会員資格の有効期間） 健康診断の最終受診日から 10 年経過した場合に資格喪失 あわせて、第 18 条に第 8 条に基づく長期未受診による喪失を追加
第 11 条（健康診断の予約と受診） 次年度からは健康診断予定月の 2 ヶ月前に会員に連絡し、これに基づいて会員は健康診断予約を財団に連絡する 予約確定通知は書面にて連絡	第 11 条（健康診断の予約と受診） 次年度以降は健康診断予定日の 2 ヶ月前に会員に対し、健康診断の案内を行う 予約確定通知は「書面その他財団が適当と認める方法」
第 12 条（会員の特典） 提携宿泊施設の割引	第 12 条（会員の特典） 削除
第 17 条（会員資格の停止・除名）	第 17 条（会員資格の停止・除名） 財団または提携医療機関の施設・設備を故意に破損した場合を追加
第 20 条（休業・閉鎖・利用制限） 日・月・祝祭日を休業日とする	第 20 条（休業・閉鎖・利用制限） 日・祝祭日及び年末年始を休業日とする
	第 25 条（個人情報の取扱い） 新設

CELEB 法人会員会則 新旧対比表

現会則	改定后会則
第 1 条（名称） がん総合健康診断倶楽部セレブ（CELEB）	第 1 条（名称） 会員制健康診断【CELEB】 「倶楽部」を「CELEB」に統一
第 2 条（所在地） 名古屋市千種区自由ヶ丘三丁目 4 番 26 号 東名古屋画像診断クリニック内	第 2 条（所在地） 名古屋市昭和区山手通二丁目 7-7 東名古屋画像診断クリニック内
第 5 条（会員の資格） 20 歳未満は親族の同意を必要	第 5 条（会員の資格） 原則 20 歳以上とし、財団が認めた場合はこの限りでない
第 8 条（会員資格の有効期間） 5 年間健康診断を受診しない場合に資格喪失	第 8 条（会員資格の有効期間） 健康診断の最終受診日から 10 年経過した場合に資格喪失 法人・団体等に所属する者およびその家族を追加 あわせて、第 18 条に第 8 条に基づく長期未受診による喪失を追加
第 11 条（健康診断の予約と受診） 次年度からは健康診断予定月の 2 ヶ月前に会員に連絡し、これに基づいて会員は健康診断予約を財団に連絡する 予約確定通知は書面にて連絡	第 11 条（健康診断の予約と受診） 次年度以降は健康診断予定日の 2 ヶ月前に会員に対し、健康診断の案内を行う 予約確定通知は、書面その他財団が適当と認める方法
第 12 条（会員の特典） 提携宿泊施設の割引	第 12 条（会員の特典） 削除
第 17 条（会員資格の停止・除名）	第 17 条（会員資格の停止・除名） 財団または提携医療機関の施設・設備を故意に破損した場合を追加
第 18 条（会員資格の喪失）	第 18 条（会員資格の喪失） 破産、清算を追加
第 20 条（休業・閉鎖・利用制限） 日・月・祝祭日を休業日とする	第 20 条（休業・閉鎖・利用制限） 日・祝祭日及び年末年始を休業日とする
	第 25 条（個人情報の取扱い） 新設